

「衛生検査所の登録事項（検査業務内容）の変更」＜審査基準＞

○臨床検査技師等に関する法律

（登録の変更等）

第二十条の四 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。

※参考

第二十条の三

3 登録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 衛生検査所の名称及び所在地
- 三 検査業務の内容